

石川町公共施設LED照明設備賃貸借事業 質問に対する回答書

	表 題	質 問	回 答
1	実施要領第9 における4の 提出書類につ いて	(様式2) 会社概要書について 会社概要書の提出は、事業役割のみで問題ないでしょうか。	単体の企業様が当該プロポーザルに参加いただく場合には、その企業様の企業概要についてご提出ください。また、共同体によって参加いただく場合は、その構成員となる企業様の企業概要についてそれぞれ作成し、合綴のうえご提出をお願いします。
2	実施要領第9 における4の 提出書類につ いて	(様式5) 事業実績一覧の記載方法について 注2について 弊社では、LED照明以外の自治体様とのリース取引もごございます。この場合の実績とは、同種業務(LED照明設備賃貸借事業)との認識でよろしいでしょうか。注2には「漏れなく」とごございます。過去何年といった基準はごございますでしょうか。 注1について 契約書を添付するとごございます。全ての実績の契約書を添付する必要があるのでしょうか。また、契約書の提出部分は、どの範囲となるのでしょうか。全てをコピーするとなると、契約書によっては、枚数が多いものもごございます。	注2について 参加いただく形態によって、単体の企業様においては単体でLED照明設備賃貸借事業を行った実績をご記載願います。共同体により参加いただく場合には、同じ構成員により実施した事業の実績をご記載願います。また、事業実績一覧には国又は地方公共団体に対する全てのLED照明設備賃貸借事業の実績を記載願います。 注1について 国又は地方公共団体への事業実績について全てご提出をお願いいたします。注1の添付書類は、直近20件までとしていただき差し支えありません。

3	実施要領第9における4の提出書類について	<p>(様式6) 販売実績証明書の記載方法について 1枚目の右上に(メーカー名)と(代表事業者名)があり、2枚目右上にも(メーカーの名称等・印あり)がございます。1枚目と2枚目には、どのような記載(押印)を行うべきでしょうか。メーカーの過去10年間の販売実績となると膨大な数になることが考えられます。どのような基準で記載すべきでしょうか。 実施要領第3の2(7)に「販売実績証明書及び製造拠点誓約書(様式6)」を提出するとあります。公示とともにご提示いただいた様式6は「販売実績証明書」です。「製造拠点誓約書」は、どのような様式となるのでしょうか。</p>	<p>(様式6)の記載方法について 様式右上には、単体の企業様の場合は参加企業名を、共同体でご参加の場合は、共同体の名称及び括弧書きで代表となる事業者様名を記載いただき、様式最下部右側にLED器具メーカー様の所在地、商号又は名称を記載の上押印願います。 販売実績について (様式5)の事業実績一覧に記載したものについて全て記載してください。事業実績が20件を超える場合には、直近20件までの販売実績を記載してください。 製造拠点誓約書について 当該様式から製造拠点に関する記載が欠落しておりました。改めて(様式6-2)製造拠点確認書として掲載しますのでご提出願います。</p>
4	実施要領第9における4の提出書類について	<p>第3 応募要件について 弊社は、単体で参加する予定で、事業役割以外は、それぞれの役割を担う協力体制を構築することを想定しております。弊社はリース会社であり、施工役割、維持管理の役割、設備供給の役割を担うことができません。共同体ではなく、協力体制を構築しての単独での参加は問題ないでしょうか。なお、協力体制を構築して参加する場合に提出するものが、事業実施体制表との認識です。</p>	<p>あくまでも単体の企業様又は共同体でのお申し込みとさせていただきます。</p>
5	実施要領第9における4の提出書類について	<p>(様式7) 事業実施体制表の記載方法について 事業実施体制表には「管理技術者」の欄がございます。リース会社(弊社)には、管理技術者はありません。本事業は賃貸借業務ですが、管理技術者は必要なのでしょうか。 実施要領第3により、事業実施体制は、事業役割は弊社、施工役割は地元事業者、その他役割として維持管理、設備供給、それぞれの事業者が参加するグループを想定しております。本実施体制表には、その役割を記載する場所がございます。どのような記載を行えばよろしいでしょうか。 なお、地元事業者=施工役割は協力体制ではなく、実施体制(グループ)内という形で応募する予定です。</p>	<p>上記のとおり、単体の企業様又は共同体でのお申し込みとさせていただきます。単体の企業様の場合は(様式7)事業実施体制表を、共同体の場合は(様式8)法人格を有する者の共同体事業実施体制表をご提出ください。</p>
6	実施要領第9における4の提出書類について	<p>納税証明書について 提出は、未納がない証明で問題ないでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
7	提案内容について	<p>実施要領に、「本プロポーザルでは、単なる照明設備のLED化にとどまらず、両計画の目標達成に寄与する温室効果ガス削減効果の最大化や維持管理の効率化など、本事業の提案上限額の範囲内において本町にとって環境面・経済面を含め総合的なメリットのある提案についても広く求めるものである。」との記述がありますが、別紙で、石川町にメリットのある具体的提案を行ってもよいでしょうか?</p>	<p>問題ありません。</p>

8	実施要領第10における5(2)の提出書類・提案書について	提案書には、表紙と目次を付してもよろしいでしょうか。また、「20ページ以内」とありますが、表紙と目次は含めず、提案の本文部分を20ページ以内とするという認識でよろしいでしょうか。	問題ありません。 ページ数について、お見込みのとりです。
9	実施要領第10における5(3)の提出書類・見積書について	見積書には、「総事業費の他に、各施設の年額、月額それぞれのリース料（工事費、維持管理費の内訳も示すこと）」とあります。見積書はリースのみで、工事費や維持管理費の見積書は不要という認識でよろしいでしょうか。（リース見積書への内訳記載のみでよろしいでしょうか。） また、施設数も多いため、補足資料として別紙として一覧表として提出するといった形は問題ないでしょうか。	実施要領第10第5項第3号ウ号に記載のとおりとなります。補足資料が何を指しているのか定かではありませんが、見積書として作成願います。
10	実施要領第11における1(4)のプレゼンテーション実施方法について	「プレゼンテーションはパワーポイント等の任意の形式で実施する」といあります。パワーポイントを投影する形式なるかと存じますが、使用するパワーポイントの資料は、当日、審査委員の皆様にお渡ししてもよろしいでしょうか。（紙ベースでの配布が可能か。投影のみか。）	問題ありません。
11	仕様書（契約）について	<p>「第1 仕様概要 3 業務概要 - イ 賃貸借及び保守期間 令和9年4月1日から令和19年3月31日まで（10年間） ウ 賃貸借料の支払い方法 受注者は賃貸借及び保守期間において、5月、8月、11月、2月の四半期毎に賃貸借料の請求</p> <p>導入時の検収タイミングに関して、すべての施設が終了しないとリース契約の検収ができないとの事でしょうか。 協議の上、支払いに関して検討できる余地があるでしょうか？</p> <p>「第2 業務内容 8 使用開始日の延期等 の記述内容に、(2) 昨今の状況を踏まえ、受注者の責に帰すことができない事由による資機材等の価格高騰や納期の大幅な遅延といった供給状況の変化が生じた場合については、本町と協議の上、都度対応を決定する。」との記述がありますので、協議対応が可能かと考えます。 遅延により、契約締結が遅れ支払いが開始できない場合も想定されるかと考えます。</p> <p>工事終了後、地元電気工事会社の工事支払い、賃料支払いができないと、零細企業いじめともなりかねないため、工事終了・引き渡し後、速やかな支払いをしていただきたいと思います。如何でしょうか？</p>	<p>検収とは何を指すのか不明としますが、原則として検査については完了届の提出に基づき実施いたします。又、ご質問のおおりの対応を可能とするとリース期間の開始が同一とならないこととなり、器具ごとに契約をすることとなるため、すべての施設の完了をもって契約のための検査を行うこととなると考えます。</p> <p>工事終了後の支払等の件については、リース契約により支払うため工事費全額を一括で支払うことはありません。</p>

12	賃貸借料の算出について	仕様書第1の3(2)ウに、賃貸借料の支払方法として、「5月、8月、11月、2月の四半期毎に請求する」とありますが、賃貸借料の算出は、以下の認識でも違ってないでしょうか。 ( 賃貸借開始 4月 ・ 支払開始 5月 ・ 以降 8月から3ヵ月ごと ) 初回のご請求は、4月と5月の2ヵ月分となり、それ以降から3ヵ月分となるという認識でよろしいでしょうか。	ご質問のケースも有り得ると考えております。優先交渉権者となった事業者様との協議事項になるものと考えております。又、リース期間中の支払期日及び回数の問題であり月分という概念ではありません。
13	優先交渉権者決定後の協議	仕様書第2の1に「優先交渉権者決定後に詳細協議」とあります。事前の現地調査は、限られた時間であり、想定と異なることも考えられます。提案金額等が想定と異なった場合、数量や器具仕様及び金額変更について、別途ご協議はいただけるものでしょうか。	原則的にご提案された金額で契約を予定しております。又、内容や金額の変更が大きい場合等には次点の事業者様との協議に移ることがあります。
14	事業対象場所について	本事業の対象箇所につきましては、別紙1「対象公共施設一覧表」に記載されている事業対象欄で定められた場所のみが対象との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、5月1日付でホームページ公開資料 別紙1「対象公共施設一覧表」事業対象欄の詳細を更新しておりますので、ご確認願います。
15	対象照明について	仕様書第2の2(1)において屋外照明器具も対象とすると記載がありますが、これは軒下や壁面等、建物に付帯して設置されている照明を指すとの認識でよろしいでしょうか。 また、1階が対象外とされている施設については、1階部分に設置されている屋外照明も対象外となるとの認識でよろしいでしょうか。	上記の回答のとおりとなります。
16	対象照明について(2)	仕様書第2の2(1)にて、屋外の街路灯や駐車場灯は本事業の更新対象外と定められていますが、町民野球場のナイター照明のように、コンクリート柱に設置されている照明についても同様に対象外との認識でよろしいでしょうか。	町民野球場のナイター照明については対象としています。仕様書第2第2項第1号に記載のとおり、更新対象外としているのはポール(支柱)及びコンクリート基礎等についてです。
17	対象照明について(3)	ナイター照明に付随する電撃殺虫灯や厨房にある殺菌灯、パトランプなどベース照明ではない設備が現地に設置されている場合もあるのですが、これらは本事業の対象となるのでしょうか。対象・対象外の判断基準(照明用途の定義、付帯設備の扱い等)と対象とする場合の理由についても併せてご教示ください。	ご質問の電撃殺虫灯他のLED照明にリプレイスできない照明は対象としておりませんが、ご提案に含めることを拒むものではありません。
18	交換方法の協議について	既存設備につきましては、仕様図を確認できない施設が多いものと認識しております。そのため、特殊寸法の器具等による交換が困難な場合には、ランプ交換等の代替対応について、協議させていただくことは可能でしょうか。 協議不可となる場合には事前に仕様書を入手していただくことは可能でしょうか。	代替対応を包含したご提案での対応をお願いいたします。優先交渉権者となった場合の協議は可能です。仕様図のないものについては、仕様書のご提供も出来ないことがあります。

19	仕様（照明器具）について①	<p>（「第2 業務内容 2 - (2) - ア ① 既設照明器具の交換にあたっては、原則器具交換とする。」について。</p> <p>資材不足は深刻で、日本照明工業会が推奨している日本独自の「器具丸ごと交換」については、昨年10月から製品の入手が困難となっており、現時点では入手の見込みが立たない状況となっています。</p> <p>もともと世界標準のG 13口金の安定器バイパス工事による管交換LEDについては、簡易に短時間で工事できることから、日本でも現実に全国で採用されてきた合理的な手法です。</p> <p>また、器具交換のライトバーは、各メーカーで各々サイズが違い、将来のライトバーの寿命が来た時の混乱と費用増が想定されます。</p> <p>さらに、埋め込み型の器具丸ごと交換は、アスベスト規制に抵触する恐れがあります。</p> <p>一方で管交換によるLED化はアスベスト規制対象にならない事は、環境省大気汚染防止課に解明をいただいています。</p> <p>今、当社でも全国で数百の自治体へのコンサルティング、アドバイスをしていますが、自治体にとって現実的に1番良い方法は管交換です。</p> <p>コストが高く、そもそも手に入らず、アスベスト問題を解決できず、さらにライトバーが各メーカーで規格が違い汎用性がないという将来のメンテナンスに致命的な欠点を持つ製品をお勧めすることはできません。</p> <p>つきましては、弊社としてはプロポーザルで、管交換による提案をしたいと考えますが、仕様での工法を限定する理由をお示しください。</p>	<p>先に実施したサウンディング型市場調査にて、管理や安全性の観点から器具交換推奨のご意見を多数頂戴したため「原則器具交換」としておりますが、器具交換に限定するものではありません。管交換によるご提案も差し支えありません。プロポーザルにおいて総合的に判断をいたします。</p>
20	仕様（照明器具）について②	<p>「第2 業務内容 2 - (2) - ア③～イ③ LED照明仕様についての仕様要件について質問No 1 で記述させて頂いた通り、資材不足は深刻で、益々入手が困難となってきた状況です。</p> <p>仕様を細かく特定することで、提案内容を狭めることになり、幅広く平等な提案を受け入れての総合評価が失われる可能性もあると考えます。</p> <p>また、リース期間中（10年）の保証も付与されるので、自治体にとって何ら品質トラブルや追加費用等支障になることはありません。</p> <p>LED直管に関しては、世界標準仕様で、中国、台湾、韓国、オランダ等の工場から世界各国に輸出されており、品質に関しては、ユーロ規格に合格し、日本の規格と比べても問題ないレベルです。</p> <p>当社としては、更に入手困難な状況が予測されると考え、独自に日本技術企業と協業して海外から商品を調達することを進めております。</p> <p>例えば、中国・中山市は世界でも有数のLED照明工場を中心地であり、日本メーカーのパナソニックや東芝もOEM生産委託し、欧州LED品質規格EN55015に準拠。IS09400、IS012000シリーズを取得している工場があります。（日本のJ55015／電気用品安全法と同等）</p> <p>10年期間終了後のメンテナンスに関しても、世界標準仕様のG13口金のLED直管であれば手に入りやすく、ご自身で交換できる手軽さもあり、安心して長く継続利用できるものと考えます。プロポーザルの中で評価すべきと考えますが、如何でしょうか？</p>	<p>プロポーザルに包含してご提案いただきたいと考えます。</p>

21	学校環境衛生基準について	仕様書第2の2(2)アの⑧において、学校環境衛生基準として「教室は500lx以上が望ましい」と記載されていますが、学校施設においては、既存設備の配灯台数のままでは、既存器具より高い光束値のLED照明を選定した場合でも、当該照度基準を満足できない場合があると想定されます。このような場合には、増灯は行わず、可能な限り500lxに近づくように機器選定を行ったうえでLED化を実施する認識でよろしいでしょうか。	増灯のご提案を拒むものではありません。学校環境衛生基準における500lx以上を達成する機器の選定を希望しております。
22	取り外した器具の引き渡しについて	仕様書第2の2(3)ウに「取り外した照明器具等について、引き渡しを求めることがある」とあります。取り外した機器は、現地での保管が必要となります。保管場所や処分の手配の問題もあるため、引き渡しとなる可能性のある器具の基準をご提示いただけますでしょうか。(年式など)	現状においては基準等はありません。優先交渉権者が提案された器具や部品によるものと考えています。
23	設置作業の時間について	仕様書第2の2(3)エに「施工日程は、各施設と協議すること」とあります。施設によっては、休日も利用時間も異なることとなります。施設との協議で了解を得ることは大前提として、(警備会社の立ち合いを設けて)休日や夜間の作業を計画しても問題ないでしょうか。	優先交渉権者におかれましては、各施設と協議の上、施工日程を決定していただきます。
24	実施要項(応募者の参加要件)について	「第3 応募要件 1 応募者の参加要件 - (4)・・・応募者の構成員すべてを明らかに・・・」について (4)「参加表明にあたっては、応募者の構成員すべてを明らかにしたうえで、」との記述がありますが、施工工事に関しては、地元の企業全社に参加してもらおうと考えています。構成員全てを明記することにより、落札後負けたチームに記載の企業は、他の参加企業の仕事ができなくなりますが、いかがでしょうか？ 地元工事業者のキャパシティの問題もありますが、短期間でのLED化へ向けてを第一に考慮し、工事は落札したリース会社の工事を請け負うことで、はじめからチームに縛ることは避けるべきと考えますが、如何でしょうか？	構成員ということであればお見込みのとおりです。また、(様式7)事業実施体制表における「2 協力体制一覧(地元電気工事会社)」に記載される場合には、構成員として取り扱いません。リース契約自体は支払方法のひとつの契約方法として採用しており、リース会社が主となる場合も、施工会社が主となる場合も、いずれのケースも可能としております。
25	現地調査及び見積金額の妥当性について	現地調査が40分間とされておりましたが、現地調査当日において、対象外範囲の場所についても案内が行われたため、本来の事業対象箇所に係る現地調査に十分な時間を確保できなかった施設もあります。このような場合、不足した対象箇所については、全ての提案者に対して追加で現地調査の機会が設けられるという認識でよろしいでしょうか。 また、追加の現地調査が実施されない場合には、各提案者がどの資料や情報を基準として、同一条件・同一範囲として提案金額を算出すべきかについてご教示ください。	どの施設が本来の事業対象箇所に係る現地調査に十分な時間を確保できなかったのかをご教示ください。また、学校施設については追加の現地調査は予定しておりません。
26	その他	消費電力の削減(温室効果ガス排出抑制・電気量軽減)効果を算出するにあたり、以下の項目が必要となります。同一条件での算出のため、ご教示いただけますでしょうか。 CO2排出係数 ・ 電気料金単価 ・ 一日の点灯時間 ・ 年間の稼働日数 また、この場合の点灯時間と点灯日数は、全施設一律と考えてよろしいでしょうか。	ご質問の内容を含めたご提案をお願いいたします。前提条件を明確にさせていただくことは貴重な判断材料になるものと考えます。なお、各社には同一条件でのご提案を求めています。